

平成 27 年 12 月 22 日

全日私幼連 加盟園  
設置者・園長 様

全日本私立幼稚園連合会  
事務局

平成 28 年度 国の予算確保活動の現況報告について

日頃、本連合会の諸活動に対し、ご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

早速ですが、先日<平成 28 年度・予算確保活動の現況報告>にて、国の幼児教育関係予算の確保が例年になく誠に厳しい状況にあり、本連合会ではその予算確保について、懸命の努力を行っていることをお伝えしたところです。

こうした中、本連合会の活動の成果として、本日、報道機関各社（新聞・テレビ）から次のとおり、保育料無償化の拡大について報道がなされておりますのでご報告いたします。

◆幼児教育無償化の拡大

香川会長を先頭に政府に対し強力な折衝を行い続けた結果  
幼児教育無償化の拡大

○低所得世帯について、多子の年齢制限（小学校3年生まで）を撤廃し、第2子半額・第3子無償を完全実施。低所得のひとり親世帯についても、無償化が拡大

平成 28 年度予算については、就園奨励費関係予算は、22 億円増の 345 億円となり、次の段階に向けて、更に幼児教育無償化が拡大することとなりました。増額の 22 億円の全てが、制度拡充による保護者の負担軽減分であり、平成 27 年度予算の制度拡充分が 15 億円増であったものを上回っています。

また、現行の制度では、第 1 子の保育料に対し、第 2 子は半額、第 3 子以降は無償となる軽減措置が取られていますが、第 1 子、第 2 子といった子供の数え方の範囲については、小学校 3 年生が上限と設定されています。このため、世帯の中の一番上の子供が小学校 4 年生に進級すると、それまで保育料が半額や無償とされていた措置がなくなってしまう状況にあります。このような家庭においても、兄・姉の年齢に関わらず（年齢制限の廃止）、下のお子さんが安心して幼児教育を受けられる環境をつくるよう、平成 28 年度予算においては、市町村民税所得割課税額が 77,100 円以下の世帯（年収 360 万円程度まで。以下「年収 360 万円以下世帯」）を対象に、年齢制限を撤廃し、第 2 子半額、第 3 子以降は無償の措置を完全実施することとなりました。なお、これを超える年収の世帯については、これまで通り、小学校 3 年生という年齢制限はありますが、多子世帯への軽減は、引き続き措置されます。

さらに、ひとり親世帯の優遇措置として、市町村民税非課税（年収 270 万円程度まで）の世帯は第 1 子から無償、年収 360 万円以下世帯は、第 1 子から半額以下に、第 2 子から無償とすることになりました。これまで全日私幼連では加盟園のご支援・ご協力をいただきながら強力かつ懸命に折衝活動を続けた結果、このような更なる幼児教育無償化の拡大が実現しました。

平成 28 年度予算については、厳しい財政状況にもかかわらず、このような幼児教育無償化の拡大等の予算を獲得することができました。また、新たな予算の現況報告は、明後日 12 月 24 日（木）の予算閣議決定後に即時お知らせいたします。

〔今号は 1 枚〕